

第●条（連帯保証人）

- 1 連帯保証人は、患者と連帯して、本契約から生じる患者の債務を負担するものとする。
- 2 前項の連帯保証人の負担は、極度額〇〇円を限度とする。
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、患者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとする。
- 4 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、医療費の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、患者の全ての金銭債務の額に関する情報を提供しなければならない。